

# 提案仕様書

本仕様書は、福岡市（以下、本市という）の「令和7年度 外国人介護人材の受入のための相互支援のプラットフォーム形成および草の根交流プログラム業務委託」に係る各種事業の企画提案競技に関し、企画提案に必要な仕様を定めるものである。

企画提案競技最優秀提案者との委託契約を締結する際は、本市と受注者が協議のうえ、契約書の仕様を定めることとする。

## 1 契約件名

令和7年度 外国人介護人材の受入のための相互支援のプラットフォーム形成および草の根交流プログラム業務委託

## 2 履行場所

福祉局高齢社会部高齢社会政策課ほか

## 3 履行期間

契約締結日から令和8年3月31日まで

## 4 事業の背景・目的

中長期的な就労人口の減少が見込まれる中、外国人介護人材の受入にも積極的に取り組む必要があるため、本市においては、国や県と役割分担・連携をしながら、事業を実施している。本事業では、外国人介護人材等\*と地域住民等との交流をととして相互理解を促進、街全体で受け入れサポートできる環境の醸成、外国人の受入に関心がある事業所や業界団体、行政等支援機関による情報・意見交換、連携・協力の場をつくり、外国人介護人材の定着及び更なる参入促進を図っていく。

## 5 令和7年度の事業全体像

| （１）外国人介護人材の受入のための相互支援のプラットフォーム形成                                          |
|---------------------------------------------------------------------------|
| 外国人の受入に関心がある事業所や業界団体、行政等支援機関による情報・意見交換、連携・協力の場をつくる。                       |
| （２）外国人介護人材等と地域の『草の根交流プログラム』                                               |
| 外国人介護人材等*と地域住民等との交流をととして相互理解を促進、街全体で受け入れサポートできる環境を“草の根のように”醸成し、福岡への定着を図る。 |

※介護福祉士養成施設等で学ぶ学生や、他分野で働いたり、学んだりしている外国人であっても介護業界に興味がある、又は興味を持ちそうな外国人を含む。

## 6 (1) . (2) に係る業務内容及び成果指標

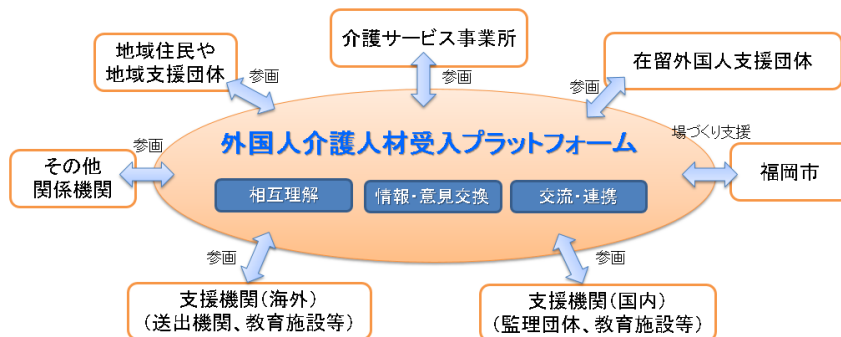
### (1) 外国人介護人材受入のための相互支援のプラットフォーム形成

#### ①事業概要

外国人の受入に関心がある事業所や介護福祉士養成校等の業界団体、行政等支援機関による情報・意見交換、連携・協力の場（プラットフォーム）をつくる。

- ・プラットフォーム構築に資する集まりを2回以上、実地で実施すること。
- ・集まりでは、外国人介護人材を受け入れている福岡市内の介護事業所等の事例発表会を行うこと。
- ・集まりでは、発表だけでなく、参加者の交流が深まる工夫を行うこと。
- ・外国人介護人材を雇用していない介護事業所等を参画させること。

<プラットフォームイメージ図>



#### ③成果指標

|    | 1                       |
|----|-------------------------|
| 指標 | 参加事業所数                  |
| 内容 | プラットフォーム発表会に参加した介護事業所の数 |
| 目標 | 延べ50事業所                 |

### (2) 外国人介護人材と地域の『草の根交流プログラム』

#### ①事業概要

外国人介護人材等と地域住民等との交流をとおして相互理解を促進、街全体で受け入れサポートできる環境を“草の根のように”醸成し、福岡への定着を図る交流会を実施すること。

- ・交流会は実地で4回以上実施し、参加者を延べ200人以上集めること（参加者が外国人ばかり、日本人ばかりと偏らないよう工夫すること）。
- ・単なるイベントにならないよう、外国人と地域住民がお互いを理解できるような交流会にすること。
- ・交流会の中で、外国人介護人材が日本語や文化を学べる取り組み・工夫を提案すること。
- ・本事業による交流だけに留まらず、それ以外の場での継続的な交流につなげるための事業構

想及び事業設計を行うこと。

- ・ 交流の中で日本語の理解が難しい外国人に対しての支援を行うこと。

### ③成果指標

|    | 1        | 2                                                   |
|----|----------|-----------------------------------------------------|
| 指標 | 参加者数     | 交流の継続度                                              |
| 内容 | 交流会参加者数  | 外国人介護人材等の参加者のうち、<br>本事業以外での地域住民等との継続<br>的交流につながった割合 |
| 目標 | 延べ200人以上 | 1/3以上の本事業外での交流数                                     |

### (5) その他必要事項

#### ① (1)・(2)の事業間でのシナジー効果

2つの事業については特段別々に実施しなければならないわけではなく、相互に連携した方が相乗効果が得られる場合等については、積極的に相互連携しながら実施してよいものとする。※ただし、実施報告書等については明確に切り分けて作成すること。

#### ② 本市広報の支援

取組をより広く知らせるため本市が実施する広報を支援すること。（取組の写真・動画等記録の提供に加え効果的な広報手法の教示、情報収集など）。

### (6) その他の留意事項

- ・ 新型コロナウイルス感染症やインフルエンザ等に考慮しながら事業を実施すること。

## 8 スケジュール

- ・ 事業間の連携やターゲット層に応じた適切な実施時期等を考慮した適切なスケジュールを提案すること。

※ただし、遅くとも2月下旬頃から順次事業実施結果報告・課題整理・次年度取り組み提案などの年度総括を行っていけるようなスケジュールとすること。

## 9 支払いについて

契約金の支払いについては、後払いとする。

## 10 成果物

各事業ごとに下記をまとめた最終報告書1部及びデータを収録した記録媒体

- (1) 手続きに使用した書類や関係者の連絡先を整理したもの

(Word、Excel、PowerPoint形式等)

- (2) 各種取組の内容と結果をとりまとめたもの(提出の有無・内容等)  
(Word、Excel、PowerPoint等)
- (3) 事業の今後の展望に関する所見まとめ(事業の中で見えた課題を踏まえたもの)

## 11 その他

その他の事項としては、下記のとおりとする。

- (1) 本件委託業務の実施にあたっては福岡市に随時報告し、必要に応じて適宜協議するとともに本市担当者の指示に従うこと。また、業務遂行上の疑義が生じた場合は、本市担当者と協議の上で決定すること。
- (2) 本事業の実施にあたっては、福岡市個人情報保護条例第15条および別紙「個人情報・情報資産取扱特事項」を遵守すること。
- (3) 作成した資料・データの著作権は、すべて福岡市に帰属するものとする。
- (4) 福岡市契約事務規則に定める各種様式(業務遂行責任者届・完了届・受渡書など)を適宜提出すること。